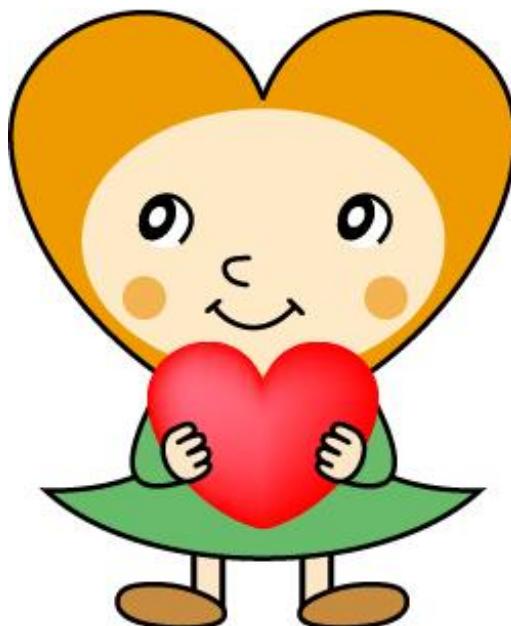


令和4年度 地域福祉委員会活動のてびき

助けたり、助けられたりの 地域づくり

～誰一人取り残さない、取り残されない～



地域福祉推進のマスコット
のみんちゃん



社会福祉法人能美市社会福祉協議会

目 次

1. 地域福祉委員会活動について

	頁
(1)能美市地域福祉計画と能美市地域福祉活動計画における 地域福祉委員会の位置づけ 1～2
(2)地域福祉委員会活動とは 3
(3)地域(地区)福祉委員会設置状況一覧 4
(4)地域福祉委員会 Q&A【組織編】【活動編】 5～8

2. 地域福祉委員会の活動支援について

(1)令和4年度 研修・講座の予定 ・地域福祉委員会ヒント探し講座等及び地区担当配置(CSW) 9 10
(2)ボランティア器材の貸出 11
(3)いきいきサロンの運営ボランティア・参加者の事故に対する補償 11
(4)車両(つなぐ号)の貸出 12
(5)支え合う福祉のまちづくり講座 12

3. 地域福祉委員会活動にかかる助成について

(1)助成関係書類の案内や提出・振込の予定 13
(2)地域福祉委員会活動にかかる助成金 ア 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【実践編】助成 14
イ 地域福祉委員会活動推進会議調査・研究助成 15
ウ 地域助け合い活動整備事業助成 16
エ 福祉推進員活動助成 17
(3)いきいきサロンにかかる助成 ① 地域福祉委員会いきいきサロン活動助成 18
② 一人暮らし高齢者昼食会助成 19
③ 地域福祉委員会 おでかけサロン助成 20

4. 資 料

・地域福祉委員会活動ヒント探し講座「実践編」助成状況一覧 21
・地域助け合い活動整備事業助成状況一覧 22
・地域福祉委員会いきいきサロン活動助成要綱 23
・一人暮らし高齢者昼食会助成要綱等 24～25
・地域福祉委員会 おでかけサロン助成事業要綱等 26～29

(1) 能美市地域福祉計画と能美市地域福祉活動計画における地域福祉委員会の位置づけ

能美市第一次地域福祉計画～能美市第四次地域福祉計画（令和4～8年度）

【第二次地域福祉計画 第1章 支え合い、ともに生きる「地域づくり」より一部抜粋】

地域福祉委員会

- 町会・町内会、役員、民生委員・自動委員、福祉推進員、地域福祉委員会活動推進員、各種団体役員および地域住民により福祉向上のための検討や活動を行う会
- 町会・町内会単位で設置

- 地域に応じた生活課題の把握
- 生活課題の解決に向けた取り組みの検討、実施
 - 支援を必要とする人の見守り体制の検討、実施
 - 個別支援体制の検討、実施、評価
 - 児童・生徒の安全確保のための見守り体制の検討、実施
 - 災害時の対応の検討、周知
 - 関係機関との連携体制の検討 等

※地域福祉委員会では、PDCAサイクルで取り組みます

Plan（計画）⇒ Do（実施・実行）⇒ Check（点検・評価）⇒ Action（処置・改善）

地域福祉見守りネットワーク活動の推進・充実

普段の見守り活動の推進

見守り（児童を含む）
声掛け・訪問
話し相手・相談等

個別支援
活動の推進
支え合い・助け合い

災害時要配慮者支援体制の整備

雪害・大雨・火災
地震等の災害時の対応

地域住民の参画と関係機関の連携

「安全・安心ネットワーク」の構築

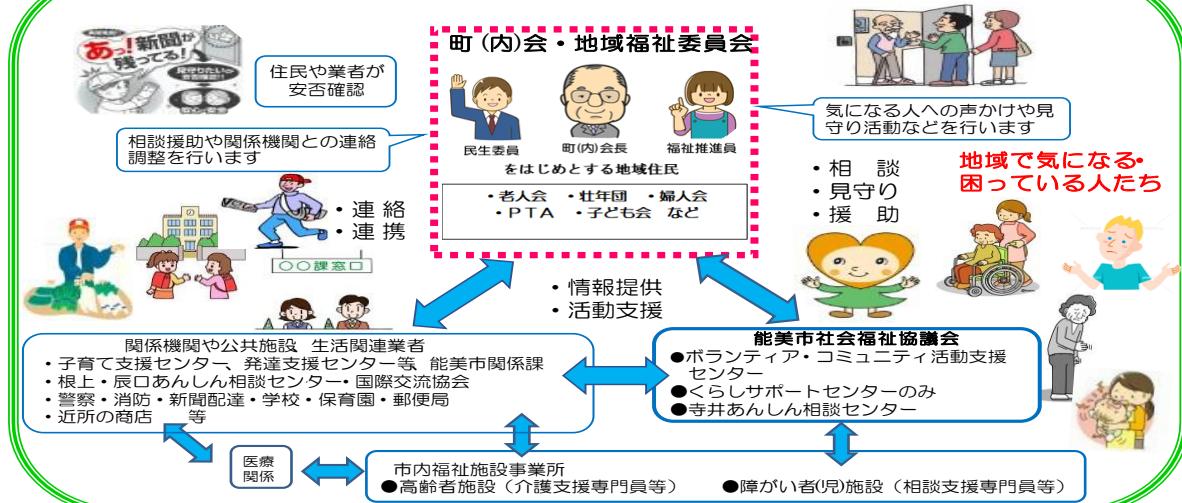
小地域活動の基盤 地域福祉委員会（91 地域福祉委員会・地区福祉委員会含む）

地域ぐるみの見守りや支え合いを進める組織 74町会ごとに「地域福祉委員会」を設置 100 %

- ・単位は、町(内)会とします。（情報伝達のしくみと強いまとまり）
- ・町会長が、委員長となります。町会役員、公民館、民生委員・児童委員、福祉推進員、各種団体、住民が参加し、地域福祉は福祉関係者だけでなく、まちぐるみの体制で！

1. 町の状況を住民自身が把握し、話し合います。
2. だれかの困りごとを、町の皆の問題として見て、解決を考えます。
3. 隣近所、各種団体等、町の皆が連携しあい、解決策を実践します。
4. 地域福祉委員会の活動にいきいきサロンを位置づけます。

見守りネットワーク活動のイメージ



地域福祉計画（市の行政計画）と第4次能美市地域福祉活動計画（住民による行動計画）が両輪となり、地域福祉活動を推進

能美市地域福祉活動計画

第1次（平成20～24年度）・第2次（平成25～29年度）・第3次（平成30～令和3年度）
そして、第4次（令和4～令和8年度）

◆ 基本理念

みんなで創るこころ豊かな地域社会

◆ 基本目標

助けたり、助けられたりの地域づくり
～誰一人取り残さない、取り残されない～

◆ 方針

- ・自助互助による、共生のための意識づくり
- ・自助互助による、見守り助け合いのしくみづくり
- ・自助互助による、つながりのしくみづくり

地域福祉委員会

能美市「地域福祉計画」に「地域福祉委員会の設置」が示され、「地域福祉活動計画」では、地域福祉委員会の設置と活動支援に取り組む

74町会ごとに「地域福祉委員会」を設置

平成28年10月 設置100%

※ 地域（地区）福祉委員会を含めて91か所

町（内）会は、しっかりととした情報伝達のしくみと強いまとまり身近な組織 「お互い様」「支え合う地域」をめざして



(2) 地域福祉委員会活動とは

地域福祉委員会活動をすすめましょう

～今“地域のつながり”があらためて注目されています～

国の統計調査によると「近所(生活圏)で協力し合う人数」の問い合わせに対し、〇人と回答した人が半数以上が多く、人とのつながりが薄くなっていることがわかりました。さらに、地域社会から孤立してしまう人が増加傾向にあるとも言われています。今後は、超高齢・少子社会となることからも、より一層、近所で支え合ったり、助け合ったり、協力し合うことが重要になります。

地域を取り巻く環境が変化しています。



地域福祉委員会では、1人ひとりの住民が抱える生活上の困りごとを、町内全体の問題と捉え、みんなで解決方法を考えます。

① 気づく

日頃の見守りの中で、心配な方、気になる方などの変化に気づき、地域福祉委員会のメンバーでその情報を共有します。



② 話し合う

①で共有した課題に対して、地域でどんなことが出来るかを話し合います。



③ 解決に向けて

それぞれの地域の状況に応じて、実行部隊が活動したり、行政や専門機関につないだりします。

★社会福祉協議会も共に考えます。

私たち住民ができること
(地域でのまえ合い活動の例)

買い物

何らかの事情で買い物に行くことが難しい人は、たくさんいます。自分が買い物に行くついでに買い物の手助けができます。



話し相手

ちょっとした会話ができたり、悩みごとを相談できる相手が身边にいることで、孤独感が解消されます。



声かけ・気配り

あいさつや声かけなど、ちょっとした気配りをしてみましょう。



(3) 地域(地区)福祉委員会設置状況一覧

R4.4.1

根上地区			寺井地区		辰口地区			
No	町会・ 町内会名	設置 年月日	No	町会・ 町内会名	設置 年月日	No	町会・ 町内会名	設置 年月日
1	赤井町	H20.5.30	1-1	寺井町	H20.12.1	1	和佐谷町	H28.10.11
2	西任田町	H20.7.25	-2	横町	H20.12.20	2	岩本町	H20.6.28
3	五間堂町	H20.8.1	-3	山道	H20.11.18	3	灯台笹町	H23.1.14
4	中庄町	H21.1.3	-4	中町	H20.12.1	4	大口町	H20.9.29
5	福岡町	H20.10.26	-5	北町	H20.12.1	5	宮竹町	H20.2.4
6	西二口町	H20.7.15	-6	九谷町	H20.11.17	6	三ツ口町	H20.6.15
7	中ノ江町	H20.7.14	2	小長野町	H20.9.1	7	長滝町	H28.10.1
8	高坂・根上町	H20.6.15	3	大長野町	H23.11.1	8	筋生町	H27.6.30
9-1	下ノ江町	H20.7.1	4	小杉町	H20.7.1	9	岩内町	H20.7.16
-2	下ノ江町	H21.6.28	5	末信町	H21.9.4	10	火釜町	H21.7.1
-3	下ノ江町サンタウン	H21.6.4	6	牛島町	H21.7.4	11	来丸町	H20.6.28
10	浜開発町	H20.6.6	7	佐野町	H20.7.15	12	山田町	H20.7.15
11	大成町	H20.6.16	8	泉台町	H20.6.14	13	三ツ屋町	H20.9.28
12	福島町	H20.6.25	9	湯谷町	H20.6.8	14	倉重町	H20.6.23
13	吉原町	H22.7.26	10	石子町	H21.3.23	15	出口町	H20.6.23
14	吉原釜屋町	H20.7.11	11	末寺町	H22.3.28	16	辰口町	H20.7.2
15	大浜町	H20.7.4	12	秋常町	H20.10.1	17	湯屋町	H26.4.1
16	中町	H21.10.4	13	新保町	H20.8.30	18	上徳山町	H25.2.12
17	浜町	H20.9.26	14	栗生町	H21.3.3	19	下徳山町	H20.7.1
18	道林町	H20.9.6	15	三道山町	H22.6.10	20	上開発町	H20.8.29
19	山口町	H20.11.15	16	吉光町	H21.2.27	21	下開発町	H20.7.13
17			17	東任田町	H21.7.4	22	徳久町	H20.7.12
18			18	緑町	H21.9.8	23	荒屋町	H25.3.7
24			24	高座町	H27.11.1			
25			25	下清水町	H28.10.3			
26			26	上清水町	H20.6.21			
27			27	北市町	H20.6.21			
28			28	和気町	H23.1.9			
29			29	和光台	H25.3.1			
30			30	寺畠町	H22.6.4			
31			31	館町	H28.1.10			
32			32	金剛寺町	H20.6.20			
33			33	坪野町	H24.12.1			
34			34	鍋谷町	H22.7.30			
35			35	仏大寺町	H23.11.1			
36-1			36-1	緑が丘				
36-2			36-2	緑が丘				
~11			~11		1~10			
37			37	松が岡				
H20.8.19								
H20.4.26								

(4) 地域福祉委員会Q & A 【組織編】【活動編】

地域福祉委員会Q&A【組織編】

※ここでは「町会・町内会」を「町会」と表現を統一しております。

Q1 地域福祉委員会の設置の目的はなんですか？

A1 地域福祉委員会の設置は、同じ地域の住民それぞれの困りごとや心配ごとを地域の課題として話し合い、その課題の解決に向けて、住民同士が協力し取り組んでいくことで、「お互い様の気持ち」を育み、「支え合う地域づくり」を進めることが目的です。

A1補足 少子高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化が進み、様々な生活課題に個人や家族だけで解決したり、行政サービスだけで対応することが難しくなってきています。そんな中で、支援を必要とする人（要援護者）の見守りや生活支援を一部の福祉関係者だけでなく、地域全体として取り組む必要があります。また、地域住民相互のつながりの希薄化も問題となってきたことから、地域内の課題を話し合い、交流を促進し、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域に住むすべての人々が、安心・安全で、生きがいを持って暮らし続けられる地域をつくるために設置する必要がありますし、地域住民相互のつながりを深めることが、災害発生時の早期の安否確認や要配慮者支援につながります。

Q2 地域福祉委員会は、なぜ町会・町内会単位でつくるのですか？

A2 身近な地域のことをその地域に住む人が一緒に考えられる単位として、町会が考えられ、古くから住民同士の情報伝達のしくみがあり、まとまりが一番強い組織といえます。

A2補足 個人の生活において、一番小さい単位は家、次に隣近所、班・組等、町会、小学校区、中学校区、市と、その関わりはだんだん見えにくくなっています。身近な地域のことを、その地域に住む人が一緒に話し合い考えられる単位として、町会があり、そこにはしっかりととした情報伝達のしくみと強いまとまりがあります。なお、町会の規模が大きい場合には、細部の組織として複数の地区委員会を組織して活動することができます。

Q3 町会の役員会とは別に、地域福祉委員会を設置する必要があるのですか？

A3 地域福祉委員会は、地域内の課題を話し合い、地域に住む全ての人々が、安全・安心で生きがいをもって暮らし続けられる地域づくりという観点から、町会役員の他に、少なくとも民生委員・児童委員、福祉推進員や自衛消防団、防犯活動団体の代表が加わることが望ましいです。その他、地域住民のふれあい交流、健康づくりの行事や、地域の清掃等の活動を行っている、健康づくり推進員、老人会、婦人会、壮年団、PTA、それにいきいきサロンや見守り会等の福祉活動者・団体も考えられますが、それぞれの町会の規模や考え方でメンバーを構成していただければよいです。

A3補足 各種団体の代表は、地域福祉委員会での協議事項を会員・団員に伝え、自分たちの活動にも、より福祉の視点や要素を取り入れることができないかを話し合うことが望ましいでしょう。

Q4 なぜ、町会長が地域福祉委員会の委員長になる必要があるのですか？

A4 地域福祉の目的は、地域に住むすべての人々が安全・安心で、生きがいを持って暮らし続けられる地域をつくるためです。そのためには、地域福祉委員会のメンバーをはじめ、町民全員の協力が必要であることから、町会を統括する町会長が委員長となるようお願いしています。

Q5 小さな町会では、普段から町内のこととは大体分かり合えているので、わざわざ地域福祉委員会を開くほどの議題はないし、大きな町会では、地域福祉委員会のメンバーが多くなり、会合を開くだけでも大変だと思うのですが？

A5 比較的小さな、ある町会は、町会の役員会について、時間帯を区切って、民生委員・児童委員、福祉推進員や消防団長等が加わり、地域福祉委員会として協議されています。また、比較的大きな、ある町会では、地域福祉委員会のメンバーが多く、会合を開くだけでも大変なので、全メンバーに共通した基本的な事項については、全体会として年1～2回開催し、普段の具体的な課題については、少人数で幹事会を組織して、必要に応じて集まり、協議されています。幹事会のメンバーは、町会長、町会役員代表、公民館長、民生委員・児童委員、福祉推進員等で組織されています。

A5補足 地域福祉委員会では、町内のいろいろな役や立場を持つ方々が集まって、まずは町内の生活課題であったり、町民それぞれの困りごとや心配ごとを話し合い、共有してもらいたいという主旨であり、それぞれの町会の実情に合わせて会合を持つてもらえばよいです。

Q6 地域福祉委員会と、これまで地域にある既存の組織や団体との関係はどうなるのですか？

A6 既存の組織や団体の活動は、すべて地域福祉活動の一環であると言えますので、地域福祉委員会の実践活動として、これまでどおり続けてもらい、それらの組織や団体の代表が地域福祉委員会のメンバーとなって協議に参加することが望まれます。

A6補足 既存の組織や団体としては、町会役員会、公民館運営委員会、自主防災組織、健康づくり推進チーム、老人会、婦人会、壮年団等がありますが、それぞれの組織や団体の活動そのものが地域福祉活動であると言えます。

地域福祉委員会Q&A【活動編】

Q7 地域福祉委員会では、どんなことを、どんなふうに話し合えばよいのですか？

A7 まずは、町会・町内会の現状把握から話題にしてはどうでしょうか。

例えば… ①一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯がないか。

②閉じこもりがちで、あまり隣近所とも付き合いのない人はいないか。

③やや足腰が不自由で、災害時等に手助けが必要な人はいないか。

④気にかかる子どもや、子どもの危険に関わることはないか。 等々

そして、それらの人(世帯)の現状はどうなのか、困っていることは何なのか、その課題を解決に向けてどう対応していくべきかを協議するような進め方はどうでしょうか。ただ、上記①～④は個人的で具体的な内容になることもあり、メンバーが多くなる全体会で協議することが難しいようでしたら、まずは少人数で構成する幹事会で協議し、幹事会からの提案・報告として全体会につなげ、全体会で課題共有することが望ましいでしょう。

Q8 地域福祉委員会のメンバーは、本来の役(係)を持ち、町内行事他いろいろと担っていて、福祉のことまで気が回らず、福祉について普段からあまり意識していない人もいるが、委員会のメンバーは、新たに地域の福祉活動もしなければならないのですか？

A8 地域福祉委員会のメンバーで、A7のような協議をしますが、それを実践していく活動に、メンバーが必ず参加することではありません。見守りや支援の必要な人(世帯)の日常的な見守りや個別支援の活動は、その人(世帯)の隣近所や親しくしている人にお願いしたり、また、町民のふれあい交流、健康づくり等の行事や、町内の清掃等の活動で、困りごと等の課題に対応できるようであれば、それらを行っている公民館や各種団体にお願いしたりと、多くの町民に協力を得て、町ぐるみで福祉活動に取り組んでいくことが望ましいでしょう。

Q9 町会によっては、各種団体が、健康教室、運動会、夏まつり、文化祭、清掃や粗大ゴミ収集、登下校の児童の見守り、いきいきサロン等を行っていますが、これらの行事と地域福祉委員会との関係はどのようにすればよいのですか？

A9 より多くの町民と顔を合わせ、声を掛け合うことから、親しみを持ち、助け合う気持ちが生まれてくるのではないかでしょう。各町会では、町民総出の清掃等の奉仕活動をはじめ、公民館や各種団体も、それぞれに目的をもって行事や活動を行っていますが、多くの町民がそれらに参加して、いろいろな人とふれあうことが、「支え合う地域づくり」の第一歩です。このような考え方から、町会のすべての行事・活動が地域福祉委員会の活動として位置づけられます。地域福祉委員会（幹事会）では、それらの行事・活動の中に、より福祉の視点や要素を取り入れることができないか等を検討し、必要であれば、主催している公民館や各種団体と話し合って、改善していくことが望ましいでしょう。

A9補足 既存の行事に福祉の視点や要素を取り入れるとは、例えば、既存の行事に、高齢者や障害のある方も参加しやすいように配慮し、工夫して行なうことが、1つの取り組みになります。また、いきいきサロンを開催している場合は、誰もがサロンに参加しやすくし、普段の生活上の困りごとや心配ごとが自然に話し合えるような工夫をすることで、サロンが地域の課題把握の場となり、その課題を地域福祉委員会に繋げるという循環をつくることができます。

Q10 地域福祉委員会の活動を進めていくには、まず、町会長の理解が必要ですか？

A10 **A4**とも重なりますが、地域に住むすべての人々が安心・安全で暮らしていくには、町民全員の協力が必要であることから、町会長の理解なく、地域福祉委員会の活動は充分にできないのではないでしょうか。ただし、町会長はいろいろと多忙でありますので、町会長の負担軽減のために役割を分担するなど、町会の実情に合わせ、取り組みやすい進め方を話し合うことが大切です。

A10補足 町会長には、多様な職務があつたり、1～2年で交代する町会もあつたりと、町内の福祉課題への対応まで充分に関わっていくことが、なかなか難しい場合もあります。しかし、民生委員・児童委員や福祉推進員など一部の方だけがいくら頑張っても限界があり、民生委員・児童委員や福祉推進員の選出が難しくなってきて現状からも、地域における福祉活動は、町会長の理解と指示のもとに、町会をあげての取り組みにしていくことが望まれます。

Q11 地域福祉委員会の目的が、町ぐるみで福祉に取り組んでいくことだとすると、より多くの町民に関心を持ってもらうには、どうすればよいのですか？

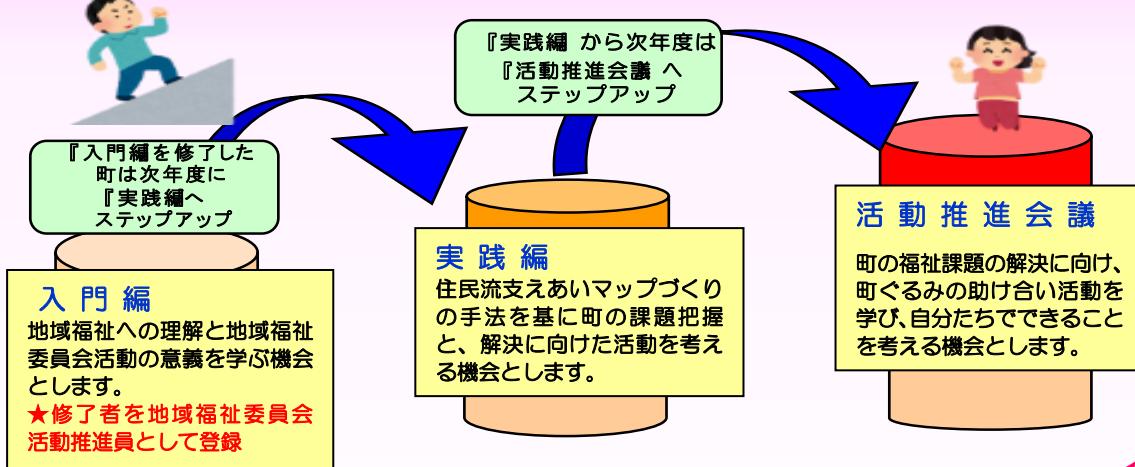
A11 より多くの町民に関心をもってもらうには、まずは毎年開催する町会の総会において、地域福祉委員会での協議内容や活動について報告することがよいでしょう。町内のいろいろな生活課題を知ってもらい、話し合いを重ねることで、福祉に関心を持つようになり、支え合いの気持ちが育まれていくのではないか。

また、時には見守りとか防災など、テーマを絞った会合を開いて、地域福祉委員会のメンバーだけでなく、テーマに関するいろいろな役職や立場の方々にも加わってもらい、具体的な対応策や役割分担を協議し、協力し合うことも必要でしょう。

(1) 令和4年度 研修・講座の予定

月	研修・講座 名称	研修内容
5月	福祉推進員委嘱状交付式 及び研修会 5/13(金)	①能美市の地域福祉推進の状況と福祉推進員活動について ②実践発表「福祉推進員活動実践を通した取り組み」
6月	地域福祉委員会活動連絡会 (地域福祉委員会活動推進会議) 根上地区：6/27(月) 寺井地区：6/28(火) 辰口地区：6/30(木)	①地域福祉委員会活動について 地域福祉活動助成等について ②意見交換
9月～12月	地域福祉委員会活動 ヒント探し講座【入門編】 全4回 ① 8/30 (火) ② 9/22 (木) ③ 10～11月上旬 ④ 11/11 (金)	①開講式 地域福祉委員会活動について(社協) 講義「地域での支え合い体制づくりの必要性」 地域で支援を必要としている人達の現状と制度について学ぶ。 ②講義「地域で支援を必要としている人たちの現状と 地域での関わり方について考えよう」 <高齢者・障害者・子育て・外国人支援> ③わが町で地域福祉委員会を開き町の様子を話し合う 実習課題 …町(内)会ごとに実習課題を行う。
	地域福祉委員会活動 ヒント探し講座【実践編】 全3回 ① 9月中 ② 10～11月中旬 ③ 12/6 (火)	①開講式 オリエンテーション 講義「地域福祉委員会活動における住民流支えあい マップづくりの目的とその手法を学ぶ」 ②「わが町で住民流支えあいマップづくりを実践する！」 実習課題 …町(内)会ごとに実習課題を行なう
2月 予定	福祉推進員連絡会・ いきいきサロンボランティアの 合同研修会	福祉推進員活動及びいきいきサロン活動について
1月上旬～ 2月中旬	地域福祉セミナー (地域福祉委員会活動推進会議)	地域福祉委員会活動について
2月下旬～ 3月上旬	春まちぽかぽか プロジェクト	地域のいろいろな地域福祉の支え合い活動を知り、 学び、話し合う機会として開催します。

『地域福祉委員会活動ヒント探し講座』の開催



『地域福祉委員会活動連絡会』

『地域福祉委員会セミナー』の開催

⑨ 1 地域（地区）福祉委員会が集まり、地域での課題解決に取り組む情報交換の機会とします。



『地区担当配置 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）』

令和4年度 地域福祉委員会担当一覧

R4.4.1～

根上地区			寺井地区			辰口地区		
no	町会・町内会名	担当者名	no	町会・町内会名	担当者名	no	町会・町内会名	担当者名
1	赤井町	坂本	1	寺井町	坂井(智)	1	和佐谷町	野口
2	西任田町		2	北東町		2	岩本町	
3	五間堂町		3	北西町		3	灯台笠町	
4	中庄町		4	九谷町		4	大口町	
5	福岡町		5	横町		5	宮竹町	
6	西二口町		6	山道		6	三ツ口町	
7	中ノ江町		7	中町		7	長瀧町	
8	高坂・根上町		8	小長野町		8	筋生町	
9	下ノ江町		9	大長野町		9	岩内町	
10	下ノ江町		10	小杉町		10	火釜町	
11	下ノ江町付近	寺西	11	末信町	玉井	11	来丸町	石川
12	浜開発町		12	牛島町		12	山田町	
13	大成町		13	佐野町		13	三ツ屋町	
14	福島町		14	泉台町		14	倉重町	
15	吉原町		15	湯谷町		15	出口町	
16	吉原釜屋町		16	石子町		16	辰口町	西出
17	大浜町		17	末寺町	坂井(智)	17	緑が丘 (内10町会)	
18	中町		18	秋常町		18	松が岡	
19	浜町		19	新保町		19	湯屋町	
20	道林町		20	粟生町		20	上徳山町	
21	山口町		21	三道山町		21	下徳山町	
22	吉光町	山下	22	吉光町	玉井	22	上開発町	野口
23	東任田町		23	東任田町		23	下開発町	
24	緑町		24	緑町		24	下開発町	

町(内)会 担当職員は、地域福祉委員会の運営の悩みなどについて一緒に考えます！

(2) ボランティア器材の貸出

★ 町会・町内会の行事や、いきいきサロン等に活用いただけます。

- ・車いす 　・プロジェクター 　・CD ラジカセ 　・スクリーン 　・マイクアンプセット 　・ビデオ
- ・DVD デッキ 　・DVD 　　・ポップコーン機器 　・かき氷機 　・綿菓子機
- ・レクリエーション器材(屋内用:ストライクアウト・玉入れ・デジタルビンゴ・輪投げ・ボッチャ一式、脳トレボードゲーム等) 　・図書(福祉教材) 　・カラオケ一式 　・サンタ衣装

申し込み・・・・借用手続きが必要です。(事前に、電話で予約状況を確認ください)

(3) いきいきサロンの運営ボランティア・参加者の事故に対する補償

A : いきいきサロン運営ボランティアの活動中の事故を補償する保険（全国社会福祉協議会ボランティア活動保険）に加入しています。

- 補償金額・・・・基本 A プラン (新型コロナウイルスの補償含む)
(死亡保険、後遺障害保険金 1,040 万円 入院保険金日額 6,500 円)
- 補償期間・・・・令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
(随時加入いただけます)
- 申し込み・・・・毎年度3月上旬までに、いきいきサロン代表者からボランティア名簿を提出して頂きます。(1月下旬に案内を送付します。)

B : いきいきサロンの参加者を対象として、事故を補償する保険に加入しています。

- 補償金額・・・・レクリエーション補償プラン
(死亡保険、後遺障害保険金 80 万円 入院保険金日額 1,000 円)
- 補償期間・・・・令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
(年度更新)
- 申し込み・・・・不要

※ A・Bともに事故等があった場合は、社会福祉協議会までご連絡下さい。

(4) 車両（つなぐ号）の貸出



住民同士の助け合い活動の支援として、買い物や通院、いきいきサロンなどの集いの場への送迎などに活用する生活支援の車両「つなぐ号」を貸し出しています。

自動車損害保険に、加入していますので安心して送迎いただけます。

- ◆ 利用料は、無料です！
 - ◆ 運転手は、利用者側で確保してください。
 - ◆ ガソリンは満タンで返却してください。
 - ・詳しくは、ご相談ください。
- ★問合せ先：能美市社会福祉協議会

<8人乗り>

<5人乗り>



(5) 支え合う福祉のまちづくり講座



「誰もが“その人らしく”安心して暮らし続けられる地域づくり」について、学び合い、思いを共有し、住民主体で取り組む地域福祉活動を充実するために“支え合う福祉のまちづくり講座”を行っています。講座のメニューと詳細は、お問合せいただくか、右のQRコードからご確認ください。



QR コード

(1) 助成関係書類の案内や提出・振込の予定

推薦・受講・申請等の依頼	推薦・申請・報告等の提出締切	振込予定
4月		① いきいきサロン 第1回目助成 5月13日(金)振込 ※令和4年度は、コロナ禍のために、定額10,000円を助成
5月		
6月 ★) ヒント探し講座【入門編】 → 受講者推薦 ア) ヒント探し講座【実践編】 → 受講申請 イ) 地域福祉委員会活動推進 → 会議調査・研究助成 ウ) 地域助け合い活動整備 → 事業助成申請 エ) 福祉推進員活動助成申請 →	★)、ア)、イ)、ウ)、エ) 8月8日(月) 締切	ア)、イ)、ウ)、エ) の助成対象分 10月末振込予定
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		10月末振込予定
12月 ・地域福祉委員会活動報告 提出依頼 ① いきいきサロン活動報告 提出依頼 (1~12月分)	1月中旬 提出 1月中旬 提出	
R4.1月		
2月 ① いきいきサロン会計報告 及び実施計画提出依頼	3月末提出	
3月		① いきいきサロン第2回目助成 3月末振込 ※町会で集められた12月末の会員会費の1/2と年間の実績×1,000円を振込

※いきいきサロン・一人暮らし高齢者昼食会・おでかけサロンについての案内は、いきいきサロン代表者に送付します。但し、いきいきサロンに関する助成金振込の案内については、町(内)会長にも送付します。

※一人暮らし高齢者昼食会、おでかけサロンについては実施後、助成金交付申請書の受付の翌月に振込みます。

(2) 地域福祉委員会活動にかかる助成金

ア 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【実践編】助成

(目的)

住民流支え合いマップづくりをひとつの手法として、地域福祉委員会による地域の要援護者とのニーズの把握、及び地域の福祉課題の抽出と解決に向けた話し合いを行い、見守り・助け合いのしくみづくりにつなげていくことを目的とします。

(講座内容)

- ①地域福祉委員会活動における住民流支え合いマップづくりの目的とその手法を学びます。
- ②実習課題として、わが町で住民流支え合いマップづくりを実践します。
- ③実習として、それぞれの町で作成した住民流支え合いマップから地域の課題を見つけ解決の検討につなげることを学びます。

(助成対象)

地域福祉委員会活動ヒント探し講座「実践編」に申込み、指定された地域福祉委員会。市社協と連携を図りながら当該年度において、市社協の指定する会議に参加し、その取り組みを報告するなど、モデルとなるような活動に対して助成する。

(助成金の支払い)

当該年度の10月末までに振り込みます。(但し、1回目の受講終了後とする)

(助成金の額)

助成金の額	備考
一実践編地域福祉委員会あたり、受講年度初回に限り20,000円	※事前に町会・町内会が指定する地域福祉委員会の口座に振り込みます。

※未受講の 19 地域(地区)福祉委員会が対象となります。 P.21 参照

イ 地域福祉委員会活動推進会議調査・研究助成

(目的)

「安全・安心に暮せる地域づくり」の実現に向けて、地域福祉委員会が、自らの地域の福祉課題の解決に向けて行う実践活動の充実を目的に、必要な知識取得や、地域福祉委員会同士の情報交換を行う機会とします。さらに地域福祉委員会のネットワークを構築し、地域福祉の向上をめざすことを目的とします。

(助成対象)

「地域福祉委員会活動ヒント探し講座」の実践編を終了した地域福祉委員会。P21 参照

(助成金の支払い)

当該年度の10月末までに振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
一活動推進会議地域福祉委員会あたり、 年間10,000円	※事前に町会・町内会が指定する地 域福祉委員会の口座に振り込みま す。

ウ 地域助け合い活動整備事業助成

(目的)

各町会・町内会において設置される地域福祉委員会が、住民主体の生活上の困りごとにに対する助け合い活動の基盤を整備し、助け合いの地域づくりを推進することを目的とします。

(助成対象)

日常生活上のちょっとした困りごとにに対する住民主体の助け合いを行う組織体制が整備されている各町会・町内会において設置される地域福祉委員会とし、組織体制には下記に掲げる機能を備えたものとします。

- (1) 高齢者等の日常生活上のちょっとした困りごとにに対する相談窓口（担当者）がいること。
- (2) 困りごとにに対して支援することができること。
- (3) 支援できる者が町（内）会にいること。

※助成の対象となる「日常生活上のちょっとした困りごと」の具体例

- ▶ごみ出し ▶ごみの分別 ▶粗大ごみ廃棄 ▶掃除 ▶調理
- ▶買い物同行 ▶買い物代行 ▶サロン送迎 ▶病院送迎 ▶除雪
- ▶草刈・草むしり ▶木の剪定 ▶話し相手 ▶手続き代行（コロナワクチン予約など）
- ▶その他日常生活で必要な生活支援

(助成金の支払い)

当該年度の10月末までに振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
基盤整備した地域福祉委員会に、 立ち上げ時初回に限り 10,000円	※事前に町会・町内会が指定する地 域福祉委員会の口座に振り込みま す。

*未助成の35地域(地区)福祉委員会が対象となります。P.22 参照

エ 福祉推進員活動助成

(目的)

能美市における地域福祉の推進をはかるため、各町会・町内会に福祉推進員を設置し、その活動を支援します。

(任務)

福祉推進員は、能美市社会福祉協議会の活動方針にもとづき、地区担当民生委員・児童委員と連携しながら、次の各号に定める活動を行います。

- ① 担当地区内における見守り活動
- ② いきいきサロン・見守り交流会活動の支援
- ③ 地域におけるボランティア活動の推進
- ④ 見守りネットワーク活動の推進
- ⑤ 福祉推進員連絡会の研修会への参加
- ⑥ その他、市社協会長が必要と認めた事項

(委嘱)

福祉推進員は、福祉活動を理解し、地域福祉の推進に熱意がある者を、各町会・町内会が地区担当民生委員児童委員と協議のうえ推薦し、能美市社会福祉協議会長が委嘱します。

(任期)

福祉推進員の任期は2年とします。但し、再任は妨げないものとします。
任期途中に交代した福祉推進員の任期は、前任者の残任期間とします。

(助成金の支払い)

当該年度の10月末までに振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
一人当たり5,000円 (一年間の活動費として)	※事前に町会・町内会が指定する地域福祉委員会の口座に振り込みます。 ※個人活動費なので本人へお渡しください。

◆福祉推進員数を増減する場合は、事前に社会福祉協議会までご連絡ください。

(3) いきいきサロンにかかる助成

① 地域福祉委員会いきいきサロン活動助成

(目的)

町会・町内会において設置される地域福祉委員会活動の中のふれあいきいきサロン(以下、「サロン」という。)活動に対して、助成することにより、地域福祉委員会活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とします。

(助成対象)

各町会・町内会を単位とした地域福祉委員会とし、サロンを開催しているところ。

- この助成対象は、小地域単位(概ね町会ごと)にサロンを構成し、原則として町内公民館等を利用して実施。

(助成額の算出基準)

助成額の算出基準となる市社協個人会員会費の総額とサロン開催回数は、当該年の1月から12月までの合計とします。

(助成額)

助成金の額	備考
助成額は、定額1万円と、町会内の市社協個人会員会費の1/2、及び町会内のサロンが開催する年間回数に1千円を乗じた金額の合計額。 (100円未満切捨)	※前もって提出を頂いたサロンの口座に振り込みます。

(助成額の支払い)

1回目の支払いは、4月末に定額の1万円を振込み。

2回目の支払いは、1年間の開催回数と市社協個人会員会費をもとに、当該年の助成額を算出し、3月末に振込みます。

(提出)

1月末までに令和4年(1月から12月)の活動報告書、3月末までに会計報告書及び、翌年の実施計画書を提出ください。

※ 令和3年度に続き

令和4年度も、新型コロナウイルス禍のため、通常と支払い時期が異なります。

* 地域福祉委員会いきいきサロン活動助成要綱 P.23 参照

② 一人暮らし高齢者昼食会助成

(目的)

各町会・町内会(以下、「町会」という。)における、一人暮らし高齢者昼食会の実施に対して、助成することにより、一人暮らし高齢者の見守り・支えあい活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とします。

(助成対象)

満75歳(4月1日現在)以上の一人暮らし高齢者とし、下記の活動に対して助成を行います。

- ① 助成対象者を含めた昼食会または昼食を取る機会の実施。
- ② ①を実施した際に、参加できなかつた対象者に対し、弁当等昼食相当のものを届ける声かけ・見守り訪問活動。
- ③ その他、町会単位の上記に充当する活動。

(提出)

活動報告書及び助成金交付申請書は、事業実施後に提出ください。

(助成金の支払い)

助成金交付申請書の受付の翌月に振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
1人当たり当該年度1回に限り 700円	※助成の対象者(満75歳以上(4月1日現在)の一人暮らし高齢者)は、民生委員に確認してください。 ※前もって提出を頂いたサロンの口座に振り込みます。

*一人暮らし高齢者昼食会助成事業要綱等

③ 地域福祉委員会 おでかけサロン助成

(目的)

各町会・町内会において設置される地域福祉委員会活動において行う、一人暮らし高齢者を含む少し虚弱な方に対しての外出の機会と住民同士の交流の機会の実施に対して、助成することにより、見守り・支え合い活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とします。

(助成対象)

満75歳(4月1日現在)以上の一人暮らし高齢者を含む5名以上で町外へ出かける活動。実施に際しては、普段外出をしづらい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加できるような配慮をお願いします。

(提出)

実施報告書及び助成金交付申請書を実施後に提出ください。

(助成金の支払い)

助成金交付申請書の受付の翌月に振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
当該年度3回まで (H31年4月1日より拡充) 1回につき 7,500円	※助成の対象者(満75歳以上(4月1日現在)の一人暮らし高齢者)は、民生委員に確認してください。 ※前もって提出を頂いたサロンの口座に振り込みます。

* 地域福祉委員会おでかけサロン助成事業要綱等 P.26~29 参照

地域福祉委員会活動ヒント探し講座「実践編」助成状況一覧

R4.4.1 現在

根上地区			寺井地区			辰口地区		
No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度	No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度	No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度
1	赤井町	H 28 年度	1-1	寺井町		1	和佐谷町	H 30 年度
2	西任田町	H 22 年度	-2	横町	H 23 年度	2	岩本町	H 25 年度
3	五間堂町	H 25 年度	-3	山道	H 30 年度	3	灯台笹町	H 30 年度
4	中庄町	H 24 年度	-4	中町	H 28 年度	4	大口町	H 30 年度
5	福岡町	H 30 年度	-5	北町	R 元年度	5	宮竹町	H 23 年度
6	西二口町	H 24 年度	-6	九谷町	H 22 年度	6	三ツ口町	H 26 年度
7	中ノ江町	R 元年度	2	小長野町	H 29 年度	7	長瀧町	H 30 年度
8	高坂・根上町	H 28 年度	3	大長野町	H 27 年度	8	昉生町	R 元年度
9-1	下ノ江町		4	小杉町	R 元年度	9	岩内町	H 30 年度
-2	下ノ江町	H 30 年度	5	末信町	H 26 年度	10	火釜町	H 25 年度
-3	下ノ江町サンタウン		6	牛島町	H 25 年度	11	来丸町	H 26 年度
10	浜開発町	R 元年度	7	佐野町	H 27 年度	12	山田町	H 30 年度
11	大成町	H 22 年度	8	泉台町	H 22 年度	13	三ツ屋町	H 24 年度
12	福島町	H 29 年度	9	湯谷町	H 29 年度	14	倉重町	H 27 年度
13	吉原町	H 26 年度	10	石子町		15	出口町	
14	吉原釜屋町		11	末寺町		16	辰口町	
15	大浜町	H 27 年度	12	秋常町	H 29 年度	17	湯屋町	R 3 年度
16	中町	H 27 年度	13	新保町	H 23 年度	18	上徳山町	
17	浜町	H 23 年度	14	粟生町	H 25 年度	19	下徳山町	H 27 年度
18	道林町	H 25 年度	15	三道山町		20	上開発町	
19	山口町	H 23 年度	16	吉光町	H 26 年度	21	下開発町	H 26 年度
			17	東任田町	H 24 年度	22	徳久町	R 元年度
			18	緑町	H 28 年度	23	荒屋町	H 28 年度
						24	高座町	R 2 年度
						25	下清水町	
						26	上清水町	R 元年度
						27	北市町	R 元年度
						28	和気町	H 23 年度
						29	和光台	H 28 年度
						30	寺畠町	H 29 年度
						31	館町	H 30 年度
						32	金剛寺町	H 29 年度
						33	坪野町	R 元年度
						34	鍋谷町	H 24 年度
						35	仏大寺町	H 29 年度
						36-1	緑が丘	H 22 年度
						-2	緑が丘 1	R 3 年度
						-3	緑が丘 2	R 2 年度
						-4	緑が丘 3	
						-5	緑が丘 4	R 2 年度
						-6	緑が丘 5	R 3 年度
						-7	緑が丘 6	
						-8	緑が丘 7	R 元年度
						-9	緑が丘 8	R 2 年度
						-10	緑が丘 9	R 3 年度
						-11	緑が丘 10	
						37	松が岡	H 22 年度

* 助成年度が空白の地域福祉委員会が、
未受講地域福祉委員会です。

地域助け合い活動整備事業助成状況一覧

R4.4.1 現在

根上地区			寺井地区			辰口地区		
No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度	No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度	No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度
1	赤井町	R元年度	1-1	寺井町		1	和佐谷町	
2	西任田町	H28年度	-2	横町	H30年度	2	岩本町	H28年度
3	五間堂町	H30年度	-3	山道	H29年度	3	灯台笹町	
4	中庄町		-4	中町	H30年度	4	大口町	R2年度
5	福岡町		-5	北町	H28年度	5	宮竹町	H28年度
6	西二口町	H28年度	-6	九谷町	H28年度	6	三ツ口町	H29年度
7	中ノ江町	R元年度	2	小長野町		7	長滝町	
8	高坂・根上町	H29年度	3	大長野町	H28年度	8	筋生町	
9-1	下ノ江町		4	小杉町	H28年度	9	岩内町	
-2	下ノ江町	R3年度	5	末信町	H28年度	10	火釜町	H28年度
-3	下ノ江町サンタウン		6	牛島町		11	来丸町	H28年度
10	浜開発町	R2年度	7	佐野町	H30年度	12	山田町	H30年度
11	大成町	H28年度	8	泉台町	H28年度	13	三ツ屋町	H30年度
12	福島町	H29年度	9	湯谷町	H28年度	14	倉重町	H29年度
13	吉原町	R元年度	10	石子町	H28年度	15	出口町	
14	吉原釜屋町		11	末寺町		16	辰口町	H29年度
15	大浜町		12	秋常町		17	湯屋町	H28年度
16	中町	H28年度	13	新保町	H28年度	18	上徳山町	H28年度
17	浜町	H30年度	14	粟生町	R3年度	19	下徳山町	H30年度
18	道林町	H30年度	15	三道山町	H28年度	20	上開発町	H29年度
19	山口町	H28年度	16	吉光町	H30年度	21	下開発町	H28年度
			17	東任田町		22	徳久町	H28年度
			18	緑町	H30年度	23	荒屋町	H29年度
						24	高座町	R3年度
						25	下清水町	H28年度
						26	上清水町	
						27	北市町	H29年度
						28	和気町	
						29	和光台	H28年度
						30	寺畠町	H28年度
						31	館町	
						32	金剛寺町	H28年度
						33	坪野町	R2年度
						34	鍋谷町	H30年度
						35	仏大寺町	H28年度
						36-1	緑が丘	H28年度
						36-2~11	緑が丘 1~10	
						37	松が岡	

地域福祉委員会いきいきサロン活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各町会・町内会（以下、「町会」という。）において設置する地域福祉委員会活動の中のふれあいいきいきサロン（以下、「サロン」という。）活動に対して、助成することにより、地域福祉委員会活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする

(実施主体と助成財源)

第2条 実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）とし、助成財源は市社協個人会員会費とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、町会が設置する地域福祉委員会とし、サロンを開催しているところとする。

2 この助成対象は、小地域単位（概ね町会ごと）にサロンを構成し、原則として町内公民館等を利用して実施すること。

(助成額)

第4条 助成額は、定額1万円と、町会内の市社協個人会員会費の50%、及び町会内のサロンが開催する年間回数に1千円を乗じた金額の合計額（100円未満切捨）とする。ただし、定額については、サロンを開催していない地域福祉委員会には、支払わない。

(助成額の算出基準)

第5条 助成額の算出基準となる市社協個人会員会費の総額とサロン開催回数は、当該年の1月から12月までの合計とする。

(助成額の支払い)

第6条 助成額は、4月末までに前年度助成額の1/2、10月末までに当該年度助成見込み額の1/3、翌年3月末までに当該年度助成額を算出して残額を支払う。ただし、前年度助成額が1万円未満の場合は、当該年度助成額を翌年3月末までに一括で支払う。

(報告の義務)

第7条 サロンについては、毎年9月末までに中間報告書（様式2）、1月末までに活動報告書（様式3）、3月末までに会計報告書（様式4）及び、翌年度の実施計画書（様式1-1、1-2）を市社協会長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

- 附則
1. この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 2. 本要綱が対象となるサロンには、「ふれあいいきいきサロン事業実施要綱」は対象としない。
 3. この要綱は、平成22年11月1日から施行する。
 4. この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
 5. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
 6. この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
 7. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

一人暮らし高齢者昼食会助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各町会・町内会（以下、「町会」という。）における、一人暮らし高齢者昼食会の実施に対して、助成することにより、一人暮らし高齢者の見守り・支えあい活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会とする。

(助成の対象者と助成対象内容)

第3条 助成の対象者は、満75歳以上の一人暮らし高齢者とし、下記の活動に対して、「一人暮らし高齢者昼食会開催事業活動報告書及び助成金交付申請書（以下：助成申請書）」を基に助成を行う。

- ① 助成対象者を含めた昼食会または昼食を取る機会の実施。
- ② ①を実施した際に、参加できなかった対象者に対し、弁当等昼食相当のものを届ける声かけ・見守り訪問活動。
- ③ その他、町会単位の上記に充当する活動。

(助成額)

第4条 助成は、1人当たり当該年度1回に限り700円とする。

(助成金の支払い)

第5条 助成金は、原則として助成申請書の受付後、翌月にいきいきサロンで指定の口座へ振込みを行う。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

一人暮らし高齢者昼食会助成 内規

【開催方法について】

- ・昼食会の開催は複数回としてもよいが、助成は1人あたり当該年度1回に限り700円とする。
⇒参加できなかった人に対しては、自宅に昼食相当のもの（弁当やお菓子など）を届ける。または、後日改めて開催して招待をしてもよい。

【対象者の把握について】

- ・対象者については、満75歳以上の一人暮らし高齢者とし、各町会実施者が担当地区の民生委員・児童委員に確認を行う。

【助成について】

- ・本助成は、いきいきサロン等助成などとあわせて申請することが出来る。

地域福祉委員会 おでかけサロン助成事業要綱

(目的)

第7条 この要綱は、能美市町会・町内会（以下、「町会」という。）における、一人暮らし高齢者を含む少し虚弱な方に対しての外出の機会と住民同士の交流の機会の実施に対して、助成することにより、見守り・支えあい活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第8条 実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）とする。

(対象となる活動)

第3条 地域福祉委員会が行う、満75歳以上の人一人暮らし高齢者を含む5名以上で町外へ出かけることを基本とした活動に対して、「おでかけサロン実施報告書及び助成金交付申請書（以下、「助成申請書」という）」を基に助成を行う。実施に際しては、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加できるような配慮をする。

(助成額及び実施回数)

第4条 助成額は、1町会当たり1回につき7,500円とし、実施は当該年度3回までとする。

(助成金の支払い)

第5条 助成金は、助成申請書の受付後、翌月に指定口座へ振込みを行う。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

地域福祉委員会 おでかけサロン助成事業 内規

1. 対象となる活動

町会・町内会（以下、「町会」という。）単位で行ういきいきサロン等が、一人暮らし高齢者（満75歳以上）を含む5名以上で、町外へ出かける活動。但し、一人暮らし高齢者が参加できない場合は、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加できるよう配慮した外出活動。（バスの利用にこだわらず、いきいきサロン等の実情に合わせた方法で行う）

- ① バス・車等を利用した旅行（日帰り・宿泊どちらでも可）
- ② 町外へのハイキング・施設見学
- ③ その他、町会単位の上記に充当する活動

2. 実施方法等

地域福祉委員会は、民生委員・児童委員、福祉推進員等と連携を図りながら行う。

※「いきいきサロン」などの地域の通いの場のひとつの行事として、一人暮らしの高齢者及び、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等を交えて行ってもよい。

3. 社会福祉協議会による、実施に対しての助成金以外の支援方法

(1) 助成事業を当該年度3回までとしていることに併せ、実施に対しては、利用申込により社会福祉協議会所有のマイクロバスを3回まで貸出しする。

※申し込みの際には、一人暮らし高齢者の方が参加することを確認する。

一人暮らし高齢者が参加できない場合は、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、

障がいのある方等が参加することを確認する。

※バスについては、2台の貸出しを可能とするが、1台目は本会所有のマイクロバス。

本会事業等で使用する場合もあるため、事前に予約状況を確認して利用の申込みをする。

又、2台目については、市役所所有のマイクロバスを、本会が調整して借りる。但し、市事業などがあり不可能な場合もある。

（但し、マイクロバスの運行範囲は、北陸3県とする。また、利用者は使用後に燃料の消費量を補給したうえで返却する。）

※マイクロバスの運転手は能美市シルバー人材センターへ依頼することとし、申し込み

手続きは実施町会で行う。また、支払いについては、石川県シルバー人材センターより請求書が届くので、実施町会が振込みにて支払う。

(2) 車イスが必要な方が複数名参加される場合は、車イスの貸出しを行う。

※1台程度の場合は、各地区あんしん相談センターでの借用が可能。

4. その他

本助成は、いきいきサロン・一人暮らし高齢者昼食会助成と併せて助成申請を行うことが出来る。

「おでかけサロン」におけるマイクロバス使用申込み及び助成について (能美市シルバー人材センターへの運転手の申込みについて)

新型コロナウイルス禍の状況下であるため、マイクロバスの使用については感染予防対策として制約がありますので、お申し込みの際はご確認ください。
※感染拡大状況により飲食を伴う場合の、マイクロバスの貸出は中止する場合があります。その場合、おでかけサロンは助成の対象になりませんのでご了承ください。

バスの使用申込みについて

- ① 能美市社会福祉協議会（以下、市社協）へ、マイクロバスの予約状況を確認して下さい。（2週間前まで）
- ② ①でマイクロバスの仮予約を行った後、下記の書類を市社協へ提出して下さい。
 - ・マイクロバス使用申込書（市社協にあります。）

※使用申込後、マイクロバスの貸出については、許可された時点でご連絡いたします。

※マイクロバス使用要綱を必ずご確認下さい。

マイクロバスの運転手の申込みについて

- ① 市社協へ、下記書類を提出して下さい。
 - ・「労働者派遣契約のご相談メモ」（市社協にあります。）

※令和3年8月より、運転手の申し込みは、市社協を通して能美市シルバー人材センターへ申請書を提出することになりました。

※契約書は市社協に届きますので、控えをお渡しします。

 - ・行程表（当日の簡単な日程表）

当日のバスの貸出しと返却について

- ① マイクロバスの鍵は、貸出しの当日、運転手に直接お渡しします。
 →ただし、休日に使用する場合は、前日等にお渡しします。
- ② マイクロバスの使用後は、給油を行い、所定の位置に駐車して下さい。
 →貸出し時にはガソリンを満タンにしてありますので、満タンにして返却下さい。
 （ガソリン代はご負担下さい）
 ※上記①については、市社協より、直接運転手にお伝えします。

感染予防対策について

- ① マイクロバスの定員は14名とします。（運転手は含みません。）
- ② 参加者にはマスクの着用をお願いします。
- ③ 参加者全員の体温を測定し、参加者名簿に記入、提出をお願いします。
 ※名簿記載用紙は市社協が用意し、運転手に渡しておきます。
- ④ 車中はできるだけ会話をお控えください。
- ⑤ マイクロバスに乗車される際は、手指消毒をお願いします。
 ※体温計と消毒液は各町会・町内会、又は各サロンでご用意ください。
 ※車内の消毒は、運転手が行います。

留意事項

- ① マイクロバスの貸出しは、「おでかけサロン」の実施で北陸3県に限ります。
- ② マイクロバスの使用後は、車内を清掃し、ゴミは持ち帰って下さい。
- ③ 万が一、マイクロバスの使用中に故障、または事故などが発生した場合は、速やかに市社協へご連絡下さい。
- ④ マイクロバスの空き状況については、2週間前までに確認して下さい。
※事前に予約が入っている等で利用できない場合もありますので、ご了承下さい。
※利用をキャンセルする場合は、速やかにご連絡下さい。
- ⑤ 運転手の賃金は、マイクロバスを出庫した時点から、入庫した時点までの時間が対象となります。
- ⑥ 運転手が行き先で待機している場合は、待機時間も賃金の対象となります。
- ⑦ 運転手の賃金は、短時間でも最低1時間分（1,380円）と交通費が必要となります。
(消費税別)
- ⑧ 令和4年4月より、改正道路交通法施行規則が順次施行されたことに伴い、運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されました。運転者の酒気帯びの有無の確認にご協力いただきますようお願い致します。
※マイクロバスの運転使用簿にチェック項目を設けますので、運転手による記入の確認をお願いします。
- ⑨ 県内での遠方（能登方面など）に出向く際などで宿泊する場合は、運転手の宿泊代を負担する必要があります。
(※但し、宿に到着後から出発までの間は、賃金は発生しません)
- ⑩ 請求書は、石川県シルバー人材センターより届きますので、振込にて支払いを行って下さい。なお、運転手が派遣された、能美市シルバー人材センターへの直接の支払いはできません。（振込手数料はご負担下さい）

マイクロバスに関する問い合わせ・申込先
能美市社会福祉協議会

TEL：58-6200
FAX：58-6250

運転手の支払いに関する問い合わせ先

能美市シルバー人材センター
TEL：58-4060
FAX：58-4061

地域福祉委員会活動のてびき

発行 令和 4年 6月

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
住 所：能美市寺井町た8番地1(市ふれあいプラザ2階)
TEL：(0761)58-6200
FAX：(0761)58-6250
E-mail: machizukuri@nomi-shakyo.jp

— 能美市社会福祉協議会ホームページ —
<http://www.nomi-shakyo.jp>